

# 避難行動要支援者支援制度登録のご案内

## 避難行動要支援者支援制度とは

災害時に自力で避難することが困難で、特に支援を必要とする高齢者や障害がある人等（避難行動要支援者）を身近な地域の人たちで支援する制度です。

市では地震等の災害に備え避難行動要支援者名簿の整備をします。この名簿は、平常時の見守りや災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難支援、安否確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を守るために必要な措置を講ずるための基礎となるものです。同意した人の情報は、平常時から消防や警察、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供し、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりのために活用されます。



避難行動要支援者の対象となる人は？

次の①～⑦のいずれかに該当する人のうち、災害時に家族等の支援が受けられず自力で避難することが困難で、第三者の支援を必要とする在宅の人が対象です。

- ① 介護保険法における要介護認定を受けており、要介護3～5の人
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の人
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度が **A** 又はAの人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の人
- ⑤ 難病患者の認定を受けており、自力避難が困難で名簿登録を希望する人
- ⑥ 75歳以上の高齢者のみの世帯の人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人
- ⑦ 未就学児で、名簿登録を希望する人

※次の場合は対象者となりませんのでご注意ください。

- ア 福祉施設等へ入所している人や長期入院している人(退所、退院後に提出ください。)
- イ 家族等の支援が受けられる人(災害時の対応に不安のある場合は対象者となります。)

## 登録手続き方法

名簿への登録を希望する人は、「避難行動要支援者登録（変更）申請書」に必要事項を記入の上、高齢介護課、社会福祉課又は各支所窓口へ提出してください。

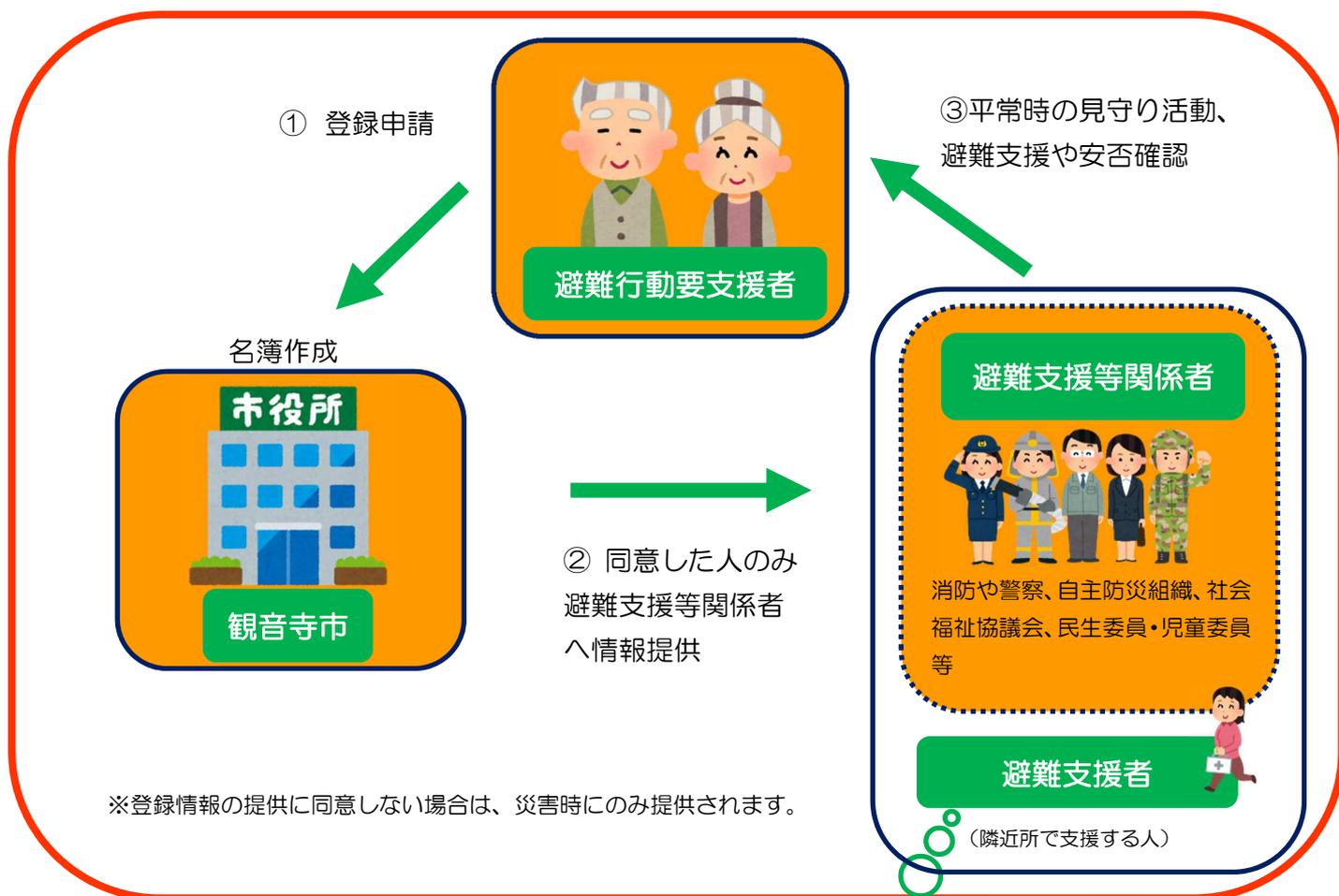
\*登録申請書は高齢介護課、社会福祉課及び各支所窓口にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

## 個人情報の取扱いについて

避難支援者になる人や緊急時における連絡先として記載する家族等の住所・氏名等の情報も避難支援等関係者に提供されますので、あらかじめ承諾をいただく必要があります。

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者には、法律に基づく守秘義務があります。個人情報情報は、市及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。

## 避難行動要支援者支援制度の仕組み(イメージ図)



### 避難支援者とは

避難行動要支援者に対し、普段からの見守りや、災害時に情報を伝えたり、避難支援や安否の確認などの支援を行う役割を担う人です。

※ 申請者本人又は家族で隣近所にお住いの人等に  
お願いし承諾を得てください。

### 注意事項

支援は、避難支援者及び避難支援等関係者の任意の協力によるものであり、避難行動要支援者名簿に登録することによって、災害時等の支援が必ず行われることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者が、法的な責任や義務を負うものではありません。

災害時は誰もが被災者となりえますので、要支援者の支援が困難になる場合もあります。行政は可能な限り公的支援を行いますが、災害を乗り越えるためには地域の助けが必要です。

日頃から災害への備えと、地域の皆さんと良い関係をつくるよう心がけましょう。

### 問い合わせ先

健康福祉部 高齢介護課 高齢者福祉係      TEL (0875) 23-3968  
健康福祉部 社会福祉課 障がい者福祉係      TEL (0875) 23-3963

普段からお互いに助け合う地域づくりを！  
災害に備えて地域ぐるみで防災対策を！